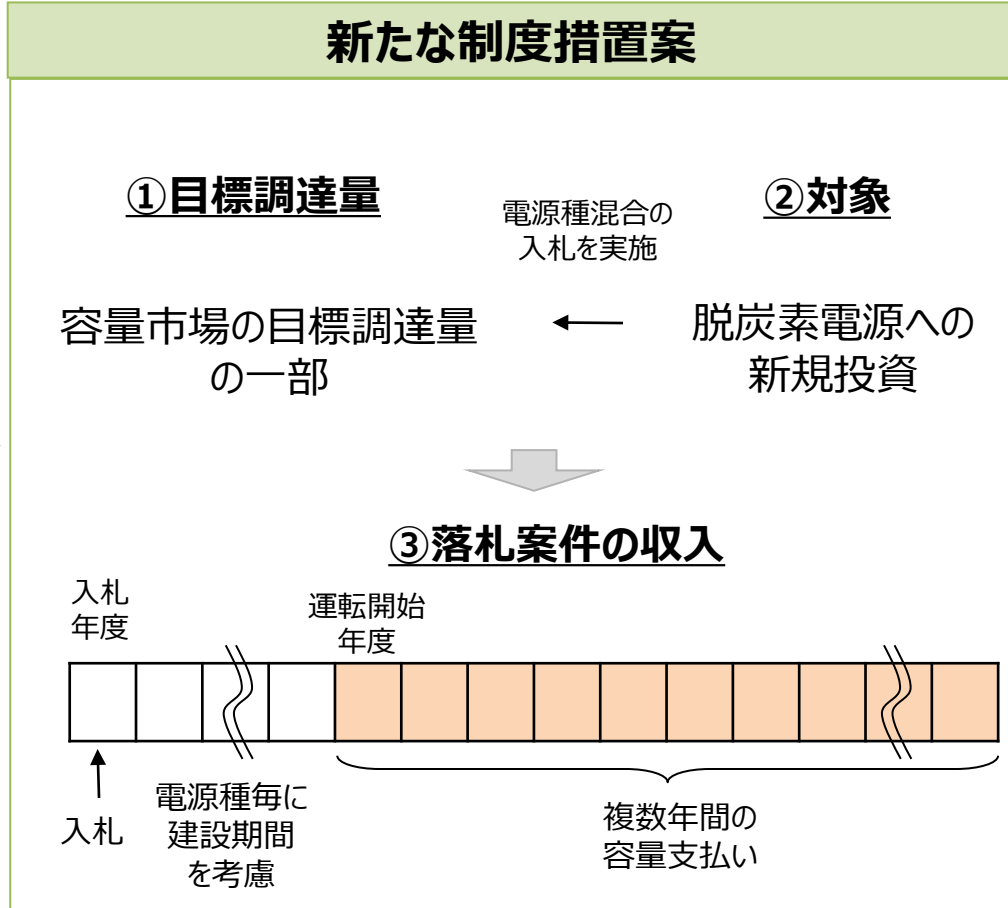
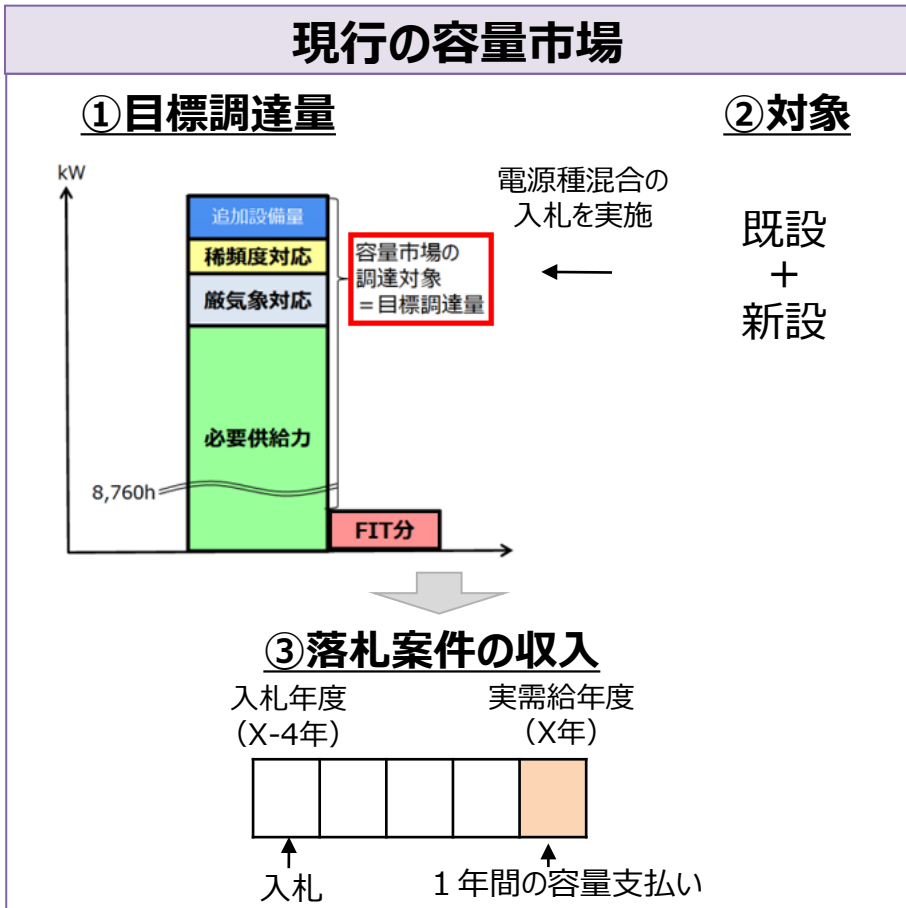


# 電源投資の確保について

2022年5月  
資源エネルギー庁

# 電源への新規投資促進のための制度措置の方向性

- 近年、発電所の新規投資が停滞する中、電力の安定供給を確保しつつ、2050年カーボンニュートラルを実現していくためには、脱炭素化を前提として、電源の新規投資を促進していく必要。
- 英国等の制度を参考に、脱炭素電源への新規投資を対象とした電源種混合の入札を実施し、容量収入を得られる期間を複数年間とすることで、巨額の初期投資の回収に対し、長期的な収入の予見可能性を付与する制度措置を、2023年度の導入を目途として、検討中。



- これまで本制度措置について議論してきた「持続可能な電力システム構築小委員会（以下「構築小委」という。）」では、**本制度措置で対象とする「新規投資」の基本的な考え方**としては、電源への新規投資が停滞し、供給力の低下に伴う安定供給へのリスクが顕在化する中で、2050年のカーボンニュートラルと安定供給の両立に資するものとするため、脱炭素化された電源の拡大を図る観点から、**「発電・供給時にCO2を排出しない電源（脱炭素電源）への新規投資」**とし、**対象の詳細**については、**引き続き検討すべき**とされたところ。
- 「**発電・供給時にCO2を排出しない電源（脱炭素電源）への新規投資**」とは、**CO2の排出防止対策が講じられていない火力発電所（石炭・LNG・石油）を除く、あらゆる発電所・蓄電池の新設案件やリプレース案件への新規投資（※1）**が想定される。
  - ※1 リプレース案件の対象範囲や規模要件等詳細な要件は他の制度との関係を踏まえ、別途要検討
- 一方で、過去の審議会でご意見をいただいたように、**以下の新規投資を対象とするかは論点。**
  - 【論点①】：アンモニア・水素混焼のための新規投資（※2）
  - 【論点②】：グレーアンモニア・水素を燃焼させる発電設備への新規投資
  - 【論点③】：バイオマス（混焼、既設の改修）のための新規投資（※2）
  - ※2 これらの専焼のための新設・リプレース案件への新規投資は、本制度措置の対象となるが、論点①に関して、グレーアンモニア・水素を燃焼させる場合が対象となるかについては、論点②を参照。また、論点③に関して、対象となるバイオマス燃料の要件については、FIT・FIP制度において求められている要件を踏まえて検討することが必要。